



関東大震災から100年 「非常食」と「耐震」で備えを

今年が関東大震災から100年を迎える年。改めて「防災と備えの重要性」を確認していただければと思います。特に首都直下地震や南海トラフ地震などは、今後発生する可能性が高いとされています。こうしたリスクに備え、日頃から防災意識を高めるとともに、適切な備蓄を行うことが大切です。このような「備え」について安全靴や作業着などを販売する通販サイト「ミドリ安全.com」は調査を行ないました。家庭の防災対策状況を調べる狙いで、その結果を発表しています。対象は子どもと同居する20～49歳の母親800人（全国）で、調査期間は今年の2月2～8日となっています。

食料備蓄する人は3年連続増

まず「各種災害に対応するための防災食（非常食）を現在、ご自宅に備えていますか？」と質問。「家族全員が3日以上対応できる量を備えている」（16.8%）、「家族全員が1～2日対応できる量を備えている」（28.1%）、「備えてはいるが、家族全員が1日以上対応することはできない」（15.0%）という回答が寄せられました。この結果、防災食（非常食）を少しでも備蓄している人は合わせて59.9%となり3年連続で増加し、2018年の調査開始から過去最多となったことがわかっています。一方、「以前備えていたが、現在は備えていない」（10.5%）、「防災食（非常食）を備えたことはない」（25.2%）と、合わせて35.7%の家庭が自宅に防災食（非常食）を全く備えていないと回答しており、こちらについては課題が残る結果となりました。

さて、自然災害時の暮らしを支える備蓄ですが、そもそも住宅そのものの強度である耐震性の確保が必須となります。その理由は平成7年の阪神淡路大震災でしょう。消防庁のデータによれば2府2県で10万棟を超える住宅が全壊し、半壊や一部破壊を含めれば約64万棟に被害を与えた。これにより亡くなった方は6000人を超えています。内閣府によると「死者の多くが家屋の倒壊や家具の転倒による圧迫死」によって亡くなったとしており、耐震性の重要性がうかがえるのではな

いでしょうか。住宅は震災から住まい手を守るシェルターであってほしいものです。

震災の災禍を繰り返さない

この教訓は活かさなければなりません。この震災などを受けて我が国では住宅の耐震性能について耐震の基準を定めました。住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）は平成11年6月23日に公布され、平成12年4月1日に施行されましたが、この背景には同震災の影響があります。また住まい手が住宅の性能に対してより関心をもつようになったほか、客観的に住宅の性能を把握できるようにする仕組みが必要でした。

品確法の施行によって住宅性能表示制度がスタート。建物の強度を示す指標としては耐震等級1～3が用意されています。数字が大きいほど建物の耐震性が高くなりますが、これは地震に対する構造躯体の倒壊や崩壊の「しにくさ」を示すものです。

現行耐震基準満たす等級1

等級1は「極めてまれに発生する地震でも倒壊しない」強さであり、等級2では等級1の1.25倍、等級3では同1.5の強度が保たれる水準です。このような仕組みが用意されているものの、既存住宅の耐震化は未だに我が国の課題として立ちはだかります。例えば、壁内の構造材に金物を設置する場合は一度壁を剥がす必要があります。このことから費用がかさみやすいといえるでしょう。国からの補助金もありますが、一定の支出や時間が必要となることからハードルは高いものがあります。

耐震補強を行なった住宅が浸透しない限り安心、安全な地域づくりにはつながりません。昨今は、政府が脱炭素社会実現に向けた取り組みを加速させている背景から、消費エネルギーの少ない住宅に注目が集まっています。しかし、地震大国に住み続けるにあたっては、先述のような大規模災害がいつ到来するか分かりません。

旧耐震はリフォームか建て替えを

住まい手やその家族の命だけではなく、自分の財産を守るためには、住宅の耐震化も併せて考える必要があります。国土交通省は「昭和56年以前に建築された建物」について耐震診断と耐震リフォームを行なうよう呼びかけています。同年以前に建築された住宅は建築基準法で定められる耐震基準が強化される前の「旧耐震基準」で建てられているため、耐震性が不十分なケースがあるためです。

これに該当する物件は、その建物の耐震性を把握するために耐震診断の実施が求められています。不十分だった場合は耐震リフォームや建て替えを検討する必要がありますでしょう。ちなみに、国交省では令和12年を目標に定め、旧耐震基準を満たさない既存住宅を「おおむね解消する」としています。

「危険」な建物、市町村が判定

大震災後、被災地に建っている住宅は外観上異変がなくても、その多くは耐力が不足している可能性があります。大きな揺れによって構造に強い負担がかかれば、外観は倒壊していなくても耐力を担保する箇所が破損しているかもしれないためです。

そこで市区町村が実施している制度が、住宅の状態を判定する「被災建築物応急危険度判定」です。被災した住宅はその後の余震で倒壊してしまうかもしれません。さらには外壁が剥落したり、住宅設備が転倒し

たりするリスクも考えられます。

判定は講習を受けた「被災建築物応急危険度判定士」が行ない、住宅の危険度を緑（調査済）、黄（要注意）、赤（危険）の3色で判定します。被災された方でなかったとしても東日本大震災発生後にテレビのニュースなどで見たことがあるという方もいるのではないのでしょうか。その後に発生した熊本地震についても6万棟近い建物が判定されました。なお、これは建物の外観を調査するもので、内部調査までを含める「被災度区分判定」とは異なります。

防災対策や耐震補強は自らの住宅や暮らしを守るという観点から重要といえます。しかし、被災建築物応急危険度判定などは避難時の安全を確保する仕組みといえるでしょう。自宅の安全は担保していたが、避難時に他の住宅によって危険な目にあってしまったという事態は避けたいところです。自身でこのような仕組みを調べて備えるエンドユーザーは少数派であると考えられます。地場の守り手である工務店からの呼びかけが期待されることです。



被災建築物応急危険度判定の張り紙

夏控える今こそ エアコン試運転を

5月を迎え、歴上は二十四節気の「立夏」を過ぎました。今はまだ過ごしやすい季節ですが、7月には本格的なエアコン利用が想定されます。そこで、住まい手に確認を呼びかけておきたいのが、エアコンの試運転です。▶ダイキン工業株（大阪市）は4月7～9日、全国20～60代の男女1000人に調査を実施しました。この結果によると、夏場にエアコンが使えるかどうかを試運転によって確認したことがある人の割合は46.6%と半数に届かなかったようです。▶夏本番を迎

えてエアコンが使えない場合、熱中症にかかる可能性があります。すぐに修理すれば良いと住まい手は考えるかもしれませんが、夏になるとエアコンの修理や設置工事が急増するため、早期の工事手配は難しいでしょう。▶実際、同調査では夏場のエアコンの不具合によって修理を依頼してから完了するまでに一週間以上待たされた経験についても尋ねています。すると、半数近い45.8%が待たされた経験があると回答していました。

中小工務店と関連事業者を対象にZEH整備支援

資源エネルギー庁が「4月21日に公表した令和3年度の総合エネルギー統計確報」によると、部門別最終エネルギー消費で「家庭部門」は1788PJを使用、国内全

体の割合では14.6%を占めました。2050年カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを進めている我が国ですが、脱炭素社会を到来させるためには住宅をはじめと

する同部門のさらなる省エネ化が求められています。

こうした中、近年住宅業界で大きな注目を集めているのが「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」ことZEH(ゼッチ)です。これは「外皮の断熱性能等を向上させる他、高効率な設備システムの導入により室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現。さらに再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとする住宅」といえます。

現在の省エネ基準より高い外皮の断熱性能を持つZEHが普及すれば、外気温が居室空間に与える影響を低減させ、住まいにおける空調機器などの使用量の削減につながることも可能です。また、エネルギーを生産する際にCO₂の排出が見込まれない太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することは、住宅の脱炭素化を推進する上で、大きな役割を果たすものといえるでしょう。

もちろん、ZEHは住まい手にとっても大きな魅力がある住宅です。例えばZEHの要件のひとつとなっている外皮基準は住宅内の温度ムラを軽減。居室間の温度差が身体に大きな影響を与えるとされるヒートショックなどにかかりづらい住まい作りにつながります。

また、前述のように空調機器などの使用量を減らし、再生可能エネルギーによって年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることができるのが同住宅の特長。これは、当然光熱費の削減にも役立つものといえます。

そんなZEHを巡って経済産業省、環境省、国土交通省からそれぞれ補助制度が設けられるのが近年の大きな流れです。今年度もすでに3省から普及促進に向けた施策が発表されています。今回は国土交通省が4月28日より開始した地域型住宅グリーン化事業のグループ募集について触れておきましょう。

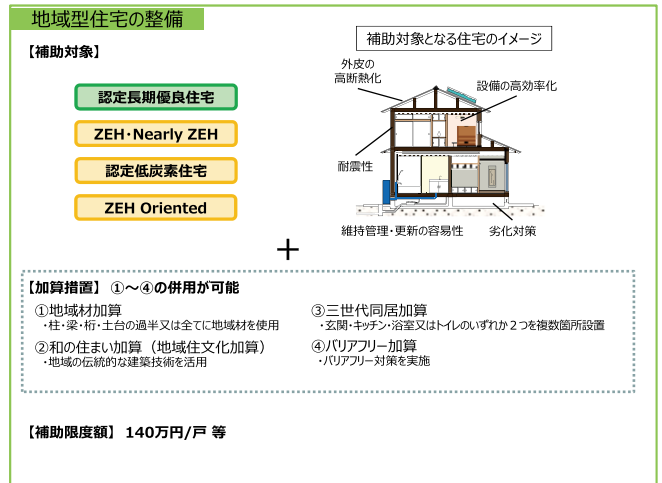
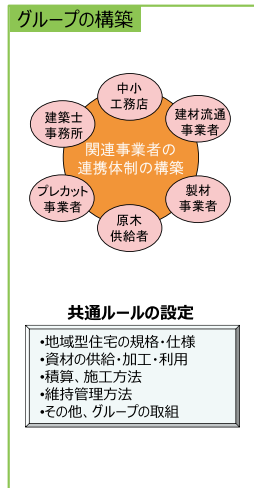
同事業は地域の工務店等が連携して取り組む良質な木造住宅等の整備を支援する制度。初めに地域の木材関連事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等にグループ毎の資材供給、設計、施工などの連携体制の構築を求めます。その上でグループを介した地域材を用いて施工される省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行なうものとなっています。

補助対象となる木造住宅の種類は①認定長期優良住宅、②ZEH、Nearly ZEH、③認定低炭素住宅、④ZEH Oriented—の4つ。また、①地域材、②

和の住まい(地域住文化)、⑤三世同居、⑥バリアフリー—については加算措置を設けています。

なお、今年度では「こどもエコ活用タイプ」と「通常タイプ」の2種類が用意されているのでしっかり把握しておきましょう。「こどもエコ活用タイプ」は対象住宅に「こどもエコすまい支援事業の補助金」(定額100万円)を活用しつつ、さらに本事業の①~⑥の加算部分の補助金を上乗せするタイプ、一方の「通常タイプ」は本事業から住宅本体部分(定額70万円)と加算部分を組み合わせて補助する仕組みです。

それぞれ注意が必要なのが、「未経験枠」と「制限



地域型住宅グリーン化事業の概要

区分 (住宅の性能)	活用実績	a)~e)の加算措置を2つ以上利用 ^{※1}	a), c), e)のいずれかの加算措置の利用 ^{※1}	b), d)のいずれかの加算措置の利用 ^{※1}	加算の利用無し
①長寿命型 (認定長期優良住宅)	未経験枠	135万円	125万円	115万円	※2
	制限なし枠	125万円	115万円	105万円	
②-1 ゼロ・エネルギー住宅型・ 長期対応(ZEH, Nearly ZEH)	未経験枠	140万円	130万円	120万円	
	制限なし枠	130万円	120万円	110万円	
②-2 ゼロ・エネルギー住宅型・ ZEH(ZEH, Nearly ZEH)	未経験枠	135万円	125万円	115万円	
	制限なし枠	125万円	115万円	105万円	
②-3 ゼロ・エネルギー住宅型・ 低炭素(ZEH Oriented、 認定低炭素住宅)	未経験枠	110万円	※2	※2	
	制限なし枠	※2	※2	※2	

※1 a)は地域材加算(全て)、b)は地域材加算(過半)、c)は三世同居加算、d)は地域住文化加算、e)はバリアフリー加算とします。なお、a)とb)を併用することはできません。

※2 こちらに該当する場合には、こどもエコ住宅支援事業単独での活用をご検討ください。

【こどもエコ活用タイプ】における区分別補助金上限額一覧

区分 (住宅の性能)	活用実績	a)~e)の加算措置を2つ以上利用 ^{※1}	a), c), e)のいずれかの加算措置の利用 ^{※1}	b), d)のいずれかの加算措置の利用 ^{※1}	加算の利用無し
①長寿命型 (認定長期優良住宅)	未経験枠	105万円	95万円	85万円	70万円
	制限なし枠	95万円	85万円	75万円	70万円
②-1 ゼロ・エネルギー住宅型・ 長期対応(ZEH, Nearly ZEH)	未経験枠	110万円	100万円	90万円	70万円
	制限なし枠	100万円	90万円	80万円	70万円
②-2 ゼロ・エネルギー住宅型・ ZEH(ZEH, Nearly ZEH)	未経験枠	105万円	95万円	85万円	70万円
	制限なし枠	95万円	85万円	75万円	70万円
②-3 ゼロ・エネルギー住宅型・ 低炭素(ZEH Oriented、 認定低炭素住宅)	未経験枠	80万円	70万円	70万円	70万円
	制限なし枠	70万円	70万円	70万円	70万円

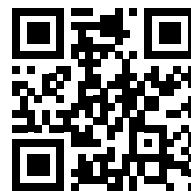
※1 a)は地域材加算(全て)、b)は地域材加算(過半)、c)は三世同居加算、d)は地域住文化加算、e)はバリアフリー加算とします。なお、a)とb)を併用することはできません。

【通常タイプ】における区分別補助金上限額一覧

なし枠」が存在していること。未経験枠は平成27～令和5年度の8年間の本事業において長期優良住宅、ZEH、Nearly ZEH、ZEH Orientedの合計で各々の補助金を活用した実績が3戸以下の場合に活用できるもの。実績に関わらず活用できる「制限なし枠」より上限額が高く設定されているため、該当する工務店は利用を検討した

いところですよ。

なお、本制度を利用するためには6月2日までに「地域型住宅グリーン化事業 評価事務局」WEBサイト <http://chiiki-grn.jp/>より応募する必要があります。併せて確認してみてください。



Monthly HAKKO NEWS HEADLINE

**2023年 持家前年同月比16カ月連続減
3月着工 貸家25カ月連続増、分譲戸建5カ月連続減**

国土交通省が令和5年4月28日に公表した本年3月の新設住宅着工戸数は、7万3693戸だった。前年同月比は3.2%減で、2カ月連続の減少となった。季節調整済年率換算値は87万6744戸（前月比2.0%増）で、先月の減少から再びの増加だった。利用関係別では、持家は1万7484戸、前年同月比は13.6%減で16カ月連続の減少。この内、民間資金による持家は1万5950戸、同比は14.0%減で15カ月連続の減少だった。公的資金による持家は同比が10.2%減で17カ月連続の減少となった。貸家は3万2585戸、同比は0.9%増で25カ月連続の増加。この内、民間資金による貸家は2万9069戸、同比は0.7%減で9カ月ぶりの減少だった。公的資金による貸家は同比が16.2%増で2カ月連続の増加となった。分譲住宅は2万3053戸。この内、マンションは1万1378戸、同比は7.2%増で4カ月連続の増加だった。一戸建は1万1583戸、同比は6.9%減で5カ月連続の減少となった。地域別では、近畿圏の前年同月比は4カ月連続増、首都圏の同比は先月の減少から再びの増加。一方、中部圏の

同比は2カ月連続減、その他の地域の同比は先月の増加から再びの減少となった。構造別では、木造が3万6531戸、前年同月比は6.9%減で12カ月連続の減少。工法別では、軸組木造（在来工法）が2万8033戸、同比は8.2%減で13カ月連続の減少となった。

令和5年3月 新設住宅着工統計（▲は減少、無印は増加）

		戸数	前月比 (%)	前年同月比 (%)
新設住宅合計		73,693	14.4	▲ 3.2
利用関係別	持家	17,484	▲ 4.8	▲ 13.6
	貸家	32,585	32.0	0.9
	給与	571	87.8	34.4
	分譲	23,053	9.5	▲ 0.4
地域別	首都圏	26,447	10.6	0.7
	中部圏	7,649	8.4	▲ 14.0
	近畿圏	13,445	26.0	2.0
	その他の地域	26,152	14.8	▲ 5.9
構造別・建て方別	木造	36,531	5.9	▲ 6.9
	一戸建	26,930	▲ 0.0	▲ 10.9
	非木造	37,162	24.1	0.7
	共同住宅	33,158	28.7	1.4
工法別	軸組木造	28,033	4.3	▲ 8.2
	在来非木造	29,475	34.1	1.7
	プレハブ	8,504	▲ 3.3	▲ 2.2
	2×4	7,681	13.4	▲ 3.0

リフォーム用断熱パネル

フェノバボードR

住みながらできる断熱リフォーム

室内側から既存の壁や天井に「フェノバボードR」を張り付けるだけで、居室の断熱性能を向上できます。

省エネ、ヒートショック・疾病リスクの低減にも貢献します。

「フェノバボードR」には、断熱性能に優れたフェノバボードと超軽量せっこう板を張り合わせた「フェノバボードRS」と、クロス下地合板を張り合わせた「フェノバボードRG」の2タイプあり、施工部位に応じて使い分けが可能です。

超軽量せっこう板

フェノバボード

※フェノバボードRS

FUKUVI